

令和8年3月7日

第59回通常総代会提出議案

海部土地改良区

第59回 通常総代会次第

1, 開	会	
2, 理事長あいさつ		
3, 来賓祝辞		
4, 議長選任		
5, 議事録記名人の選任		
6, 議	事	
第1号議案	定款の一部改正について	(2)
第2号議案	定款附属書総代選挙規程の一部改正について	(4)
第3号議案	定款附属書役員選挙規程の一部改正について	(5)
第4号議案	農地転用の協議について	(6)
第5号議案	令和8年度賦課金の徴収方法及び時期について	(10)
第6号議案	令和8年度決済金の額の決定について	(14)
第7号議案	令和8年度一般会計収支予算について	(17)
第8号議案	令和8年度収入現金の預金先について	(29)
第9号議案	令和8年度役員及び総代等の報酬及び費用弁償について	(30)
報告第1号	監査報告書	(31)
報告第2号	理事会で決定された事項及びその他報告事項について	(33)
7, 閉	会	

第1号議案

定款の一部改正について

定款の一部を次のとおり改正するものとする。

令和8年3月7日提出

海部土地改良区 理事長 中野 治 美

記

定款

変 更 後	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び<u>保全</u>を図り、もって農業の生産性の向上、<u>農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施</u>に資することを目的とする。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に<u>掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。</u></p> <p>2 「略」</p> <p>(賦課金以外の徴収金についての過怠金)</p> <p>第39条 前条の規定による加入金、法第<u>43</u>条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第35条の規定を準用する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び<u>開発</u>を図り、もって農業の生産性の向上、<u>農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善</u>に資することを目的とする。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場<u>及びこの土地改良区の地区に属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。</u></p> <p>2 「略」</p> <p>(賦課金以外の徴収金についての過怠金)</p> <p>第39条 前条の規定による加入金、法第<u>42</u>条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第35条の規定を準用する。</p>

変 更 後	現 行
<p>(財産の分配の制限)</p> <p>第41条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。</p> <p>(残余財産の帰属者)</p> <p><u>第41条の2 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体又は他の土地改良区に帰属する。</u></p> <p><u>2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。</u></p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第43条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。</p> <p>2 「略」</p>	<p>(財産の分配の制限)</p> <p>第41条 この土地改良区の財産については、<u>解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。</u></p> <p>「新設」</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第43条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。</p> <p>2 「略」</p>

附則 1 この定款は、認可の日から施行する。

第2号議案

定款附属書総代選挙規程の一部改正について

定款附属書総代選挙規程の一部を次のとおり改正するものとする。

令和8年3月7日提出

海部土地改良区 理事長 中野 治 美

記

定款附属書総代選挙規程

変 更 後	現 行
<p>(総代の被選挙権)</p> <p>第1条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。</p> <p>(1) 「 略 」</p> <p>(2) 「 略 」</p> <p>(3) 拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの</p>	<p>(総代の被選挙権)</p> <p>第1条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。</p> <p>(1) 「 略 」</p> <p>(2) 「 略 」</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの</p>

附則 1 この定款は、認可の日から施行する。

第3号議案

定款附属書役員選挙規程の一部改正について

定款附属書役員選挙規程の一部を次のとおり改正するものとする。

令和8年3月7日提出

海部土地改良区 理事長 中野 治 美

記

定款附属書役員選挙規程

変 更 後	現 行
<p>(役員)の被選挙権)</p> <p>第1条 次に掲げる者は、役員)の被選挙権を有しない。</p> <p>(1) 「 略 」</p> <p>(2) 「 略 」</p> <p>(3) 「 略 」</p> <p>(4) 「 略 」</p> <p>(5) 拘禁以上の刑に処せられた者で、その執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの</p> <p>2 「 略 」</p> <p>(選挙の管理等)</p> <p>第8条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名しなければならない。</p>	<p>(役員)の被選挙権)</p> <p>第1条 次に掲げる者は、役員)の被選挙権を有しない。</p> <p>(1) 「 略 」</p> <p>(2) 「 略 」</p> <p>(3) 「 略 」</p> <p>(4) 「 略 」</p> <p>(5) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの</p> <p>2 「 略 」</p> <p>(選挙の管理等)</p> <p>第8条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聞いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名しなければならない。</p>

附則 1 この定款は、認可の日から施行する。

第4号議案

農地転用の協議について

規約第58条第1項の規定により、下記農地転用について承認を求めます。

令和8年3月7日提出

海部土地改良区 理事長 中野 治 美

記

1. 申請者 弥富市長
2. 転用場所 弥富市西末広四丁目3番1 他37筆 (別図のとおり)
3. 転用面積 101,567㎡
4. 事業主 愛知県企業庁
5. 転用理由 工業団地造成
6. 条件
 - ①当該区域内に設置してある西末広工区の用水施設については、施設改築協議を行い当土地改良区の承認を得ること。
 - ②農地転用にあたっては、当土地改良区の規定する農地転用決済金を納入すること。

※規約第58条第1項

この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第30条第1項第6号又は第57条の4第2項第3号の規定による意見は、転用団地の面積が、5ha未満のときは理事長、5ha以上、10ha未満のときは理事会、10ha以上のときは総代会で決する。

7 弥都第 121 号
令和 8 年 1 月 20 日

海部土地改良区
理事長 中野 治美 様

弥富市長 安藤 正明


農地転用協議について

このたび、大規模企業誘致計画に伴い別添のとおり農地転用を行うにあたり、貴土地改良区の受益地に該当しますので協議いたします。

記

1. 転用場所 弥富市西末広四丁目 3 番 1 他 37 筆
2. 転用面積 101,567 m²
3. 事業主 愛知県企業庁
4. 転用理由 工業団地造成
5. 添付書類 転用用地一覧表

位置図

開発区域図



弥富西末広地区 位置図

転用用地一覧 (㎡)



西末広四丁目3-1	田	1,798
西末広四丁目5-1	田	2,531
西末広四丁目6-1	田	2,529
西末広四丁目7-1	田	1,231
西末広四丁目8-1	田	1,233
西末広四丁目9-1	田	2,465
西末広四丁目10-1	田	1,830
西末広四丁目11-1	田	2,958
西末広四丁目12	田	1,519
西末広四丁目13	田	2,586
西末広四丁目14	田	2,697
西末広四丁目15	田	2,697
西末広四丁目16	田	2,560
西末広四丁目17	田	2,560
西末広四丁目18	田	2,560
西末広四丁目19	田	2,560
西末広四丁目20	田	2,616
西末広四丁目21	田	5,694
西末広四丁目22	田	5,488
西末広四丁目23	田	2,726
西末広四丁目31	田	2,458
西末広四丁目32	田	7,176
西末広四丁目33	田	1,405
西末広四丁目34	田	4,005
西末広四丁目35	田	2,037
西末広四丁目36	田	2,486
西末広四丁目37	田	2,765
西末広四丁目38	田	2,626
西末広四丁目39	田	2,626
西末広四丁目41	田	1,444
西末広四丁目43	田	1,209
西末広四丁目46	田	2,332
西末広四丁目49	田	2,510
西末広四丁目50	田	1,798
西末広四丁目51	田	3,556
西末広四丁目53	田	2,610
西末広四丁目54	田	3,210
西末広四丁目62	田	2,476

開発区域図 (S=1:2000)



凡例
— 開発区域界

凡例
田
畑
水面
道路用地

第5号議案

令和8年度賦課金の徴収方法及び時期について

令和8年度賦課金の賦課徴収の時期及び方法を次のとおり定めるものとする。

令和8年3月7日提出

海部土地改良区 理事長 中野 治 美

1 経常賦課金

- (1) 賦課基準 令和8年1月1日現在の地積により賦課
賦課金の算定にあたっては、10円未満切り捨て
- (2) 徴収時期 ① 事務所費・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年6月30日
② 維持管理費・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年8月31日
- (3) 徴収方法 直接納付、口座振替による

① 事務所費

区 分	10a当り賦課額(円)	付 記
事務所費 田(用水のみの受益地)	2,100	4,982.06ha
木曾川用水管理負担金	150	4,982.06ha
管理委託揚水機場	50	2,766.94ha 揚水機点検費

② 維持管理費

区 分	10a当り賦課額(円)	付 記
光西支線水路 直掛り	1,220	愛西市地内
〃 〃	1,360	愛西市、津島市地内
〃 揚水機場掛り	2,980	諸桑、新開、唐臼、中一色、大井、光西
内佐屋支線水路 直掛り	940	愛西市、津島市地内
〃 揚水機場掛り	2,610	日置1
〃 〃	2,600	日置2
市江支線水路 直掛り	1,100	愛西市地内
〃 揚水機場掛り	2,920	東條、落合、市江、本部田

2 特別賦課金

- (1) 賦課基準 令和8年1月1日現在の地積により賦課
賦課金の算定にあたっては、10円未満切り捨て
- (2) 徴収時期 ① 特定農業用管水路特別対策事業費負担金・・・令和8年6月30日
② 地盤沈下対策事業費（末端水路）負担金・・・同上
③ 単独土地改良事業費負担金・・・・・・・・・・令和8年8月31日
- (3) 徴収方法 直接納付、口座振替による

① 特定農業用管水路特別対策事業費負担金

区域（工区）	10a 当り賦課額(円)	付 記
光 西 （大海用鍋蓋）	1, 148	管水路工 塩ビ管 L=219m
光 西 （善 太）	603	管水路工 塩ビ管 L=78m
立 田	233	管水路工 塩ビ管 L=80m
芝 井	1, 463	舗装工一式
諸 桑	1, 968	管水路工 塩ビ管 L=1,109m
中 一 色	340	管水路工 塩ビ管 L=388m
鍋 田 第 3	666	管水路工 塩ビ管 L=1,137m
大 井	24	雑工一式

② 地盤沈下対策事業費（末端水路）負担金

区域（工区）	10a 当り賦課額(円)	付 記
落 合	983	管水路工 塩ビ管 L=1,127m
六 條	522	管水路工 塩ビ管 L=500m
楽 平	2,615	管水路工 塩ビ管 L=4,379m
立 田 葛 木 (立田第3)	397	管水路工 塩ビ管 L=44m
立 田 葛 木 (葛 木)	129	実施設計一式
新 開 唐 臼 (新 開)	394	実施設計一式
新 開 唐 臼 (唐 臼)	555	管水路工 塩ビ管 L=120m、実施設計一式

③ 単独土地改良事業費負担金

区域（工区）	10a 当り賦課額(円)	付 記
諸 桑	62	管水路整備 漏水1ヶ所
新 開	170	管水路整備 漏水1ヶ所
唐 臼	385	管水路整備 漏水2ヶ所
大 海 用 鍋 蓋	527	管水路整備 漏水2ヶ所
楽 平	36	管水路整備 漏水1ヶ所

第6号議案

令和8年度決済金の額の決定について

令和8年度における決済金の額を次のとおり定めるものとする。

令和8年3月7日提出

海部土地改良区 理事長 中野 治 美

区 分	1 m ² 当り 決済金 (円)	付 記	区 分	1 m ² 当り 決済金 (円)	付 記
海 部 幹 線 直 掛	1 7 3		善 太	3 0 3	
開 治 P 掛	1 7 3		大 野	3 0 3	
開 治 直 掛	1 7 3		大 海 用 鍋 蓋	3 0 3	
藤 ケ 瀬 直 掛	1 7 3		大 縄 第 1 関 連 掛	1 7 3	
幹 線 西 直 掛	1 7 3		大 縄 第 2 P 掛	1 7 6	
葛 木 P 掛	2 0 3		大 縄 第 3 関 連 掛	1 7 3	
立 田 第 3 P 掛	2 0 3		内 佐 屋 直 掛	2 1 0	
立 田 第 2 P 掛	1 7 6		日 置 1 P 掛	3 0 0	
立 田 第 1 P 掛	1 7 6		日 置 2 P 掛	2 8 3	
早 尾 P 掛	1 7 6		佐 屋	1 7 3	
四 会 P 掛	1 7 6		市 江 第 1 直 掛	1 7 3	
森 川 P 掛	1 7 6		市 江 第 2 直 掛	2 1 7	
光 西 直 掛	2 2 1	愛西地区	東 條 P 掛	2 9 8	
諸 桑 P 掛	3 1 4		落 合 P 掛	3 0 8	
諸 桑 P 直 掛	2 8 1		市 江 P 掛	2 9 9	
光 西 直 掛	2 2 6	愛西、津島地区	本 部 田 P 掛	3 2 0	
新 開 P 掛	3 3 6		西 保 P 掛	1 7 6	
唐 白 P 掛	3 4 1		五 明 直 掛	1 7 3	
大 井 P 掛	3 2 5		五 明 P 掛	1 7 6	
中 一 色 P 掛	2 9 8				

区 分	1 m ² 当り 決済金 (円)	付 記	区 分	1 m ² 当り 決済金 (円)	付 記
筏川東岸直掛	173		古政成 P 掛	173	
六條 P 掛	186		新政成 P 掛	173	
鮫ヶ地 P 掛	176		鎌島 P 掛	173	西岸第1
馬ヶ地 P 掛	176		松名 P 掛	173	西岸第1
子宝 P 掛	176		森津 P 掛	176	
六箇 P 掛	176		寛延 P 掛	176	鍋田第1
四郎兵衛善太 P 掛	176		三好 P 掛	176	鍋田第2
十四山直掛	173		加稻富島 P 掛	176	鍋田第2
海屋 P 掛	176		稻元吉 P 掛	176	鍋田第2
鳥ヶ地 P 掛	176		狐地 P 掛	176	鍋田第2
神戸 P 掛	176		稻荷 P 掛	176	西岸第2
大宝 P 掛	176		操出 P 掛	176	西岸第2
服岡 P 掛	176		東末広 P 掛	176	西岸第2
両郷 P 掛	176		西末広 P 掛	176	西岸第2
松之郷 P 掛	176		稻狐 P 掛	179	鍋田第3
竹之郷 P 掛	176		鍋田稻山 P 掛	176	

第7号議案

令和8年度一般会計収支予算について

令和8年度一般会計収支予算を次のとおり定めるものとする。

令和8年3月7日提出

海部土地改良区 理事長 中野 治 美

収 入 376,000,000 円

支 出 376,000,000 円

収 入

単位：円

科	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		附 記
				増	減	
1	土地改良事業収入	215,690,000	194,610,000	21,080,000	0	
	1 経常賦課金収入	144,200,000	144,740,000	0	540,000	
	1 経常賦課金収入	144,200,000	144,740,000	0	540,000	①事務所費 104,640,000円 ②木曾川用水管理負担金 7,520,000円 ③維持管理費 32,040,000円
2	特別賦課金収入	11,490,000	9,870,000	1,620,000	0	
	1 特別賦課金収入	11,490,000	9,870,000	1,620,000	0	①特定農業用管水路特別対策事業費負担金 5,120,000円 ②地盤沈下対策事業費（末端水路）負担金 5,680,000円 ③単独土地改良事業費負担金 690,000円
3	転用決済金収入	60,000,000	40,000,000	20,000,000	0	
	1 転用決済金収入	60,000,000	40,000,000	20,000,000	0	
2	附帯事業収入	530,000	530,000	0	0	
	1 他目的使用料収入	480,000	480,000	0	0	
	1 他目的使用料収入	480,000	480,000	0	0	水路敷使用料
2	手数料収入	50,000	50,000	0	0	
	1 手数料収入	50,000	50,000	0	0	農地転用意見書発行手数料等

科	目	本年度予算額	前年度予算額	比較		附記
				増	減	
3	基本財産運用収入	5,600,000	5,600,000	0	0	
1	基本財産賃貸料収入	5,600,000	5,600,000	0	0	
	1 基本財産賃貸料収入	5,600,000	5,600,000	0	0	2階会館事務所賃貸料 5,500,000円 3階大会議室使用料 100,000円
4	特定資産運用収入	5,950,000	3,520,000	2,430,000	0	
1	特定資産利息収入	5,950,000	3,520,000	2,430,000	0	
	1 職員退職給付引当積立資産	300,000	50,000	250,000	0	
	2 転用決済金積立資産	3,800,000	2,600,000	1,200,000	0	
	3 維持管理施設積立資産	150,000	20,000	130,000	0	
	4 維持管理基金積立資産	1,700,000	850,000	850,000	0	
5	補助金等収入	32,821,000	59,650,000	0	26,829,000	
1	補助金収入	22,950,000	22,010,000	940,000	0	
	1 土地改良事業補助金	22,950,000	22,010,000	940,000	0	単独土地改良事業 12,050,000円 0 用水機維持管理事業 9,000,000円 水利施設管理強化事業 1,900,000円
2	助成金等収入	9,871,000	37,640,000	0	27,769,000	
	1 維持管理費助成金	9,000,000	8,060,000	940,000	0	用水機維持管理事業（津島市、愛西市、弥富市、蟹江町）
	2 単県事業費助成金	870,000	520,000	350,000	0	単独土地改良事業（弥富市）
	3 用地移転補償金	1,000	29,060,000	0	29,059,000	
6	寄附金収入	1,000	1,000	0	0	
1	寄付金収入	1,000	1,000	0	0	
	1 寄付金	1,000	1,000	0	0	

科	目	本年度予算額	前年度予算額	比較		附記
				増	減	
7	業務受託料収入	6,800,000	6,500,000	300,000	0	
1	技術管理補助業務	6,800,000	6,500,000	300,000	0	
	1 技術管理補助業務収入	6,800,000	6,500,000	300,000	0	愛知県（技術管理補助業務費）
8	雑収入	1,108,000	2,550,000	0	1,442,000	
1	受取利息配当金収入	108,000	50,000	58,000	0	
	1 受取利息	108,000	50,000	58,000	0	
2	過年度収入	400,000	400,000	0	0	
	1 過年度収入	400,000	400,000	0	0	
3	過怠金収入	100,000	100,000	0	0	
	1 過怠金収入	100,000	100,000	0	0	
4	その他雑収入	500,000	2,000,000	0	1,500,000	
	1 雑収入	500,000	2,000,000	0	1,500,000	
9	特定資産取崩収入	37,500,000	17,039,000	20,461,000	0	
1	特定資産取崩収入	37,500,000	17,039,000	20,461,000	0	
	1 職員退職給付引当積立資産取崩収入	30,000,000	10,000,000	20,000,000	0	
	2 転用決済金積立資産取崩収入	6,000,000	6,538,000	0	538,000	
	3 維持管理施設積立資産取崩収入	500,000	500,000	0	0	
	4 維持管理基金積立資産取崩収入	1,000,000	1,000	999,000	0	

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		附 記
			増	減	
10 繰 越 金	70,000,000	80,000,000	0	10,000,000	
1 前年度繰越金	70,000,000	80,000,000	0	10,000,000	
1 前年度繰越金	70,000,000	80,000,000	0	10,000,000	
(A) 収入合計	376,000,000	370,000,000	6,000,000	0	
(B) 当期収入合計	306,000,000	290,000,000	16,000,000	0	

支 出

単位：円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		附 記
			増	減	
1 土地改良事業費支出	81,520,000	77,270,000	4,250,000	0	
1 維持管理費支出	63,520,000	59,270,000	4,250,000	0	
1 給料手当	10,900,000	10,900,000	0	0	職員（2名）
2 臨時雇賃金	50,000	50,000	0	0	
3 賞与支払	3,700,000	3,600,000	100,000	0	
4 福利厚生費	2,700,000	2,600,000	100,000	0	厚生年金保険料 1,400,000円 農林年金特例業務負担金 300,000円 健康保険料 800,000円 労働保険料 170,000円 健康診断受診料 30,000円
5 旅費交通費	70,000	70,000	0	0	役職員旅費
6 通信運搬費	250,000	250,000	0	0	電話料金 150,000円 郵便料金等 100,000円
7 消耗什器備品費	100,000	100,000	0	0	文房具及び事務用品等
8 印刷製本費	250,000	250,000	0	0	コピー料金 140,000円 函面、封筒等作製代 110,000円
9 水路維持費	7,900,000	7,900,000	0	0	電気料金 100,000円 水路維持整備費等 7,800,000円
10 揚水機維持費	37,550,000	33,500,000	4,050,000	0	電気料金 29,441,000円 保守管理傷害保険料 240,000円 定期保安業務手数料 989,000円 揚水機維持管理費 4,538,000円 揚水機場点検整備費等 2,342,000円
11 雑 費	50,000	50,000	0	0	
2 単独土地改良事業費	18,000,000	18,000,000	0	0	
1 業務委託費	18,000,000	18,000,000	0	0	請負費、委託費

科	目	本年度予算額	前年度予算額	比較		附記
				増	減	
2	一般管理費支出	158,599,000	138,210,000	20,389,000	0	
1	運営事務費支出	143,679,000	121,190,000	22,489,000	0	
	1 役員報酬	120,000	120,000	0	0	理事長
	2 給料手当	45,400,000	44,300,000	1,100,000	0	職員（9名）
	3 臨時雇賃金	5,300,000	5,000,000	300,000	0	
	4 賞与支払	16,800,000	15,000,000	1,800,000	0	
	5 退職金支払	30,000,000	10,000,000	20,000,000	0	
	6 福利厚生費	12,000,000	10,900,000	1,100,000	0	厚生年金保険料 5,900,000円 農林年金特例業務負担金 1,300,000円 健康保険料 3,800,000円 労働保険料 850,000円 健康診断受診料 150,000円
	7 研修費	4,000,000	4,000,000	0	0	役職員視察研修費
	8 交際費	800,000	900,000	0	100,000	慶弔費等
	9 選挙費	150,000	150,000	0	0	総代選挙、役員選挙費用
	10 総代会費	2,600,000	2,900,000	0	300,000	総代会開催経費
	11 その他会議費	5,000,000	5,300,000	0	300,000	理事会 1,400,000円 監事会 120,000円 用水調整委員会 120,000円 配水管理区長手当 420,000円 配水管理班長手当 2,150,000円 その他会議費用 790,000円
	12 旅費交通費	1,000,000	500,000	500,000	0	役職員旅費
	13 通信運搬費	2,500,000	2,500,000	0	0	電話料金 550,000円 郵便料金等 1,950,000円
	14 消耗什器備品費	1,200,000	1,200,000	0	0	文房具及び事務用品等
	15 印刷製本費	2,400,000	2,400,000	0	0	コピー料金 800,000円 広報誌作製費 500,000円 賦課金通知書等印刷費 700,000円 封筒、調書等作製代 400,000円
	16 支払手数料	500,000	500,000	0	0	賦課金口座振替手数料

科	目	本年度予算額	前年度予算額	比較		附記
				増	減	
	17 支払保険料	1,600,000	1,600,000	0	0	農業用施設賠償責任保険料 470,000円 自動車任意保険料（7台分） 500,000円 自動車自賠責保険料（4台分） 80,000円 会館、水の館火災保険料等 550,000円
	18 業務委託費	10,000,000	12,000,000	0	2,000,000	賦課台帳整備委託事業費 3,300,000円 会館清掃費（2回） 1,000,000円 樹木整備費 2,300,000円 会館セキュリティ管理料 350,000円 消防用設備点検費（2回） 350,000円 エレベーター保守料 300,000円 会館電気保安手数料 250,000円 会計システム保守料 300,000円 ホームページ保守料 110,000円 サーバー保守料 200,000円 会計指導委託費 500,000円 浄化槽維持管理料等 1,040,000円
	19 租税公課	1,300,000	1,200,000	100,000	0	自動車税 100,000円 軽自動車税 40,000円 自動車重量税 60,000円 消費税及び地方消費税等 1,100,000円
	20 雑費	1,009,000	720,000	289,000	0	
2 事務所費支出		13,900,000	16,000,000	0	2,100,000	
	1 修繕費	8,000,000	10,000,000	0	2,000,000	事務所等の修繕費及び車検費用等
	2 水道光熱費	4,000,000	4,000,000	0	0	電気料金 3,300,000円 ガス料金 50,000円 水道料金 100,000円 ガソリン代 550,000円
	3 賃借料	1,900,000	2,000,000	0	100,000	清掃品賃借料 300,000円 パソコン・プリンター 500,000円 公用車 600,000円 駐車場等 500,000円

科	目	本年度予算額	前年度予算額	比較		附記
				増	減	
3	水の館支出	500,000	500,000	0	0	
	1 修繕費	499,000	499,000	0	0	
	2 水道光熱費	1,000	1,000	0	0	
4	維持管理 事務所費支出	520,000	520,000	0	0	
	1 修繕費	150,000	150,000	0	0	車検費用等
	2 水道光熱費	370,000	370,000	0	0	電気料金 240,000円 ガス料金 10,000円 水道料金 20,000円 ガソリン代 100,000円
3	土地改良事業 負担金支出	31,620,000	27,630,000	3,990,000	0	
1	木曾川用水管理 負担金支出	10,320,000	11,080,000	0	760,000	
	1 木曾川用水管理 負担金	10,320,000	11,080,000	0	760,000	頭首工・幹線水路管理費
2	県営事業 分担金支出	18,200,000	13,250,000	4,950,000	0	
	1 地盤沈下事業 負担金	10,200,000	6,560,000	3,640,000	0	事業費分担金
	2 特々事業 負担金	8,000,000	6,690,000	1,310,000	0	事業費分担金
3	水土里情報 委託費負担金支出	1,500,000	1,500,000	0	0	
	1 水土里情報 委託費負担金	1,500,000	1,500,000	0	0	システム利用料 400,000円 データ作成業務委託料 1,100,000円
4	その他負担金 支	1,600,000	1,800,000	0	200,000	
	1 その他負担金 支	1,600,000	1,800,000	0	200,000	愛知県土地改良事業団体連合会賦課金 52,000円 地沈・特特事業促進協議会費 721,000円 尾張西部排水対策推進協議会費 15,000円 木曾川開発連絡協議会費 41,000円 水機構かん排事業推進協議会負担金 50,000円 木曾川用水営農対策推進協議会費 15,000円 愛知県社会保険協会費 3,000円 愛知県緑化推進委員会費 20,000円 その他 683,000円

科	目	本年度予算額	前年度予算額	比較		附記
				増	減	
4	固定資産取得支出	3,301,000	32,360,000	0	29,059,000	
1	特定資産取得支出	1,000	29,060,000	0	29,059,000	
	1 土地改良施設用地等取得支出	1,000	29,060,000	0	29,059,000	
2	固定資産取得支出	3,300,000	3,300,000	0	0	
	1 車両運搬具取得支出	2,300,000	2,300,000	0	0	
	2 器具備品取得支出	1,000,000	1,000,000	0	0	
5	特定資産積立支出	69,950,000	67,520,000	2,430,000	0	
1	特定資産積立支出	69,950,000	67,520,000	2,430,000	0	
	1 職員退職給付引当積立資産積立支出	4,300,000	4,050,000	250,000	0	
	2 転用決済金積立資産積立支出	63,800,000	42,600,000	21,200,000	0	
	3 維持管理施設積立資産積立支出	150,000	20,000	130,000	0	
	4 維持管理基金積立資産積立支出	1,700,000	20,850,000	0	19,150,000	
6	雑支出	2,010,000	2,010,000	0	0	
1	過年度支出	2,010,000	2,010,000	0	0	
	1 過年度支出	10,000	10,000	0	0	
	2 賦課金過誤納還付金	500,000	500,000	0	0	
	3 転用決済金過誤納還付金	1,500,000	1,500,000	0	0	

科	目	本年度予算額	前年度予算額	比較		附記
				増	減	
7	繰越金	22,000,000	19,000,000	3,000,000	0	
	1 次年度繰越金	22,000,000	19,000,000	3,000,000	0	
	1 次年度繰越金	22,000,000	19,000,000	3,000,000	0	
8	予備費	7,000,000	6,000,000	1,000,000	0	
	1 予備費	7,000,000	6,000,000	1,000,000	0	
	1 予備費	7,000,000	6,000,000	1,000,000	0	
(C) 支出合計		376,000,000	370,000,000	6,000,000	0	
(D) 当期支出合計		354,000,000	351,000,000	3,000,000	0	
(B) - (D) 当期収支差額		△ 48,000,000	△ 61,000,000	13,000,000	0	

第8号議案

令和8年度収入現金の預金先について

令和8年度予算の収入現金の預金先を次のとおり定めるものとする。

令和8年3月7日提出

海部土地改良区 理事長 中野 治 美

記

1 預入先金融機関

百五銀行
あいち海部農業協同組合
三菱UFJ銀行
りそな銀行

第9号議案

令和8年度役員及び総代等の報酬及び費用弁償について

令和8年度役員及び総代等の報酬及び費用弁償について次のとおり定めるものとする。

令和8年3月7日提出

海部土地改良区 理事長 中野 治 美

記

1	報 酬				
		理 事 長	年 額	1 2 0, 0 0 0 円	
2	費用弁償				
		理 事、監 事、総 代 組 合 員、参 与、委 員 会 委 員	日 額	7, 0 0 0 円	

報告第 1 号 監査報告書

監査報告書

定款第24条第1項の規定により、本土地改良区の令和7年度中間監査を執行したので、その内容及び結果を下記のとおり報告します。

令和7年12月18日

海部土地改良区 理事長 中野 治美 殿

総括監事

渡邊好雄



監事

杉村義仁



監事

丹羽美喜夫



記

定期監査

- 1 監査日及び場所
- 2 監査事項及び結果

令和7年12月18日 海部土地改良区会館

令和7年度を対象年度（令和7年4月1日から令和7年11月30日）とし、監事監査簿に基づいて監査したところ、業務運営、事業及び会計経理に関する事項は、適正に処理されている。

報告第2号 理事会で決定された事項及びその他報告事項について

理事会決定事項	・・・	1	個人情報保護に関する規程の一部改正について	・・・	(34)
		2	請負工事入札（見積）執行調書の承認について	・・・	(36)
		3	令和8年度配水計画について	・・・	(38)
その他報告事項	・・・	1	現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高との照合結果について	・・・	(39)

個人情報保護に関する規程の一部改正について

記

個人情報保護に関する規程

変 更 後	現 行
<p>(第三者提供の制限及び共同利用)</p> <p>第14条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 「略」</p>	<p>(第三者提供の制限及び共同利用)</p> <p>第14条 本人の同意を得て本土地改良区が取り扱う個人データを第三者へ提供する場合は、当該同意は書面によるものとする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合は、本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供することがあるものとする。</p> <p>(1) 法令に基づく場合</p> <p>(2) 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>3 本土地改良区が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人データの提供を受ける者は「第三者」には該当しないものとし、前2項の規定にかかわらず、当該個人データを提供することができる。</p>

変 更 後	現 行
<p>4 本土地改良区は、保有する個人データを法第27条第5項第3号の規定に基づき共同利用する場合には、共同利用する旨、共同利用する個人データの項目、共同利用する者の範囲、共同利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限り共同利用することができるものとする。</p> <p>なお、共同利用する個人データの項目、共同利用する者の範囲及び利用目的並びに当該個人情報の管理について責任を有する者の名称は次のとおりとする。</p> <p>(1) 「 略 」</p> <p>(2) 共同利用する者の範囲 愛知県、愛知県土地改良事業団体連合会、独立行政法人水資源機構、本土地改良区の受益地に関係する市町村・農業委員会・土地改良区・工区及び農業協同組合、愛知県農地中間管理機構、<u>本土地改良区理事・監事・総代</u> <u>・配水管理区長・班長</u></p> <p>(3) 「 略 」</p> <p>(4) 「 略 」</p> <p>5 「 略 」</p>	<p>4 本土地改良区は、保有する個人データを法第23条第5項第3号の規定に基づき共同利用する場合には、共同利用する旨、共同利用する個人データの項目、共同利用する者の範囲、共同利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限り共同利用することができるものとする。</p> <p>なお、共同利用する個人データの項目、共同利用する者の範囲及び利用目的並びに当該個人情報の管理について責任を有する者の名称は次のとおりとする。</p> <p>(1) 共同利用する個人データの項目 氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地原簿等の個人情報データベース等に記載されている事項</p> <p>(2) 共同利用する者の範囲 愛知県、愛知県土地改良事業団体連合会、独立行政法人水資源機構、本土地改良区の受益地に関係する市町村・農業委員会・土地改良区及び農業協同組合、愛知県農地中間管理機構</p> <p>(3) 共同利用する者の利用目的 本土地改良区に関連する事業の円滑な実施、その他の地域農業の振興を図るため</p> <p>(4) 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称 海部土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長</p> <p>5 前項については、次条の規定により公表するものとする。</p>

附則 1 この変更規程は、令和8年2月20日から施行する。

報告第2号

請負工事入札（見積）執行調書の承認について

請負工事入札(見積)執行調書

No.1 (令和7年8月1日～令和8年1月31日)

整理番号	契約種別	工事名	地区名	工事場所	通知日	開札日	予定価格		最低制限価格		落札額	請負率	請負金額	契約日	工期(始)	工期(終)	入札回数	指名(参加)業者数	(株)加藤組	
							(税込)	入札書比較価格(税抜)	(税込)	入札書比較最低制限価格(税抜)									入札価格	順位
1	随意契約	管水路補修工事	海部	愛西市諸桑町地内始め7ヶ所	—	—	1,729,200	1,572,000	—	—	1,317,000	83.78%	1,448,700	R7.9.16	R7.6.20	R7.9.16	—	緊急工事	1,317,000	1
																		契約金額	1,448,700	
																		請負件数	1件	
																		請負率	83.78%	

令和8年度配水計画について

別添資料のとおり

報告第2号

現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高との照合結果について

会計細則第31条第3項の規定に基づき、会計主任は現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高とを照合し、その結果について会計担当理事の確認を受けたので、同条第4項の規定に基づき署名する。

令和7年	確認日	会計担当理事(署名)	会計主任(署名)	備考
1月分	令和7年2月26日	日九行 郁郎	松川 大輔	
2月分	令和7年3月24日	日九行 郁郎	松川 大輔	
3月分	令和7年4月28日	日九行 郁郎	松川 大輔	
4月分	令和7年5月26日	日九行 郁郎	松川 大輔	
5月分	令和7年6月23日	日九行 郁郎	松川 大輔	
6月分	令和7年7月23日	日九行 郁郎	松川 大輔	
7月分	令和7年8月25日	日九行 郁郎	松川 大輔	
8月分	令和7年9月22日	日九行 郁郎	松川 大輔	
9月分	令和7年10月28日	日九行 郁郎	松川 大輔	
10月分	令和7年11月25日	日九行 郁郎	松川 大輔	
11月分	令和7年12月22日	日九行 郁郎	松川 大輔	
12月分	令和8年1月26日	日九行 郁郎	松川 大輔	